



長野県報

8月4日(木)
令和4年
(2022年)
第327号

目次

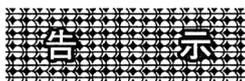
告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の終了(建設政策課).....	4
都市計画事業の認可(都市・まちづくり課).....	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	5
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)変更の届出(会計課).....	6
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	7
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	7
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	8
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(4件)(生活排水課).....	9

正誤(選挙管理委員会).....	18
------------------	----



長野県告示第416号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人長野南福祉会	地域密着型特別養護老人ホーム栗田の里	長野県長野市栗田747-6	令和4年8月1日

介護支援課

長野県告示第417号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市大字浅間温泉字飯治洞1314の1、1314の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第418号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第419号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、青木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第420号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡喬木村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第421号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第423号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第424号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 3級基準点
- 2 作業期間
令和4年5月9日から令和4年6月30日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須坂都市計画道路事業 3・5・6号八町線
- 3 事業施行期間
令和4年8月4日から
令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県須坂市大字須坂字金井原、大字小山字金井原及び大字小山字夏目原、臥竜一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第426号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県安曇野建設事務所及び安曇野市役所に備え置きます。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大口沢	右に掲げる地番の土地に存する標柱11号と昭和59年長野県告示第834号で指定した大口沢急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号、5号を順次結んだ線及び標柱5号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	安曇野市 " "	豊科田沢 " "		7959番1 7960番1 8010番4	5号 6号 11号
中村北	右に掲げる地番の土地に存する標柱8号から11号までを順次結んだ線、標柱11号と令和3年長野県告示第47号で指定した中村北急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号、3号を順次結んだ線及び標柱3号と標柱8号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	安曇野市 " " " "	豊科田沢 " " " "		4922番イの1 4935番ロ 4933番3 4932番1 4924番1	3号 8号 9号 10号 4号及び11号

砂防課

長野県告示第427号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和4年8月1日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）の変更の届出がありました。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所武石店	長野県上田市下武石706	長野県上田市下武石706 信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所武石店
旧	信州うえだ農業協同組合 武石支所		長野県上田市下武石706 信州うえだ農業協同組合 武石支所

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所	長野県上田市上田原677	長野県上田市上田原677 信州うえだ農業協同組合 上田西支所
旧	信州うえだ農業協同組合 上田西支所川辺店		長野県上田市上田原677 信州うえだ農業協同組合 上田西支所川辺店

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州うえだ農業協同組合 上田西支所泉田店	長野県上田市吉田305	長野県上田市吉田305 信州うえだ農業協同組合 上田西支所泉田店
旧	信州うえだ農業協同組合 上田西支所		長野県上田市吉田305 信州うえだ農業協同組合 上田西支所

会 計 課

長野県告示第428号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和4年8月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和4年8月4日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
信州うえだ農業協同組合 上田西支所塩尻店	長野県上田市上塩尻252	長野県上田市上塩尻252 信州うえだ農業協同組合 上田西支所塩尻店
信州うえだ農業協同組合 上田東支所神川店	長野県上田市国分1321-1	長野県上田市国分1321-1 信州うえだ農業協同組合 上田東支所神川店
信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所和田店	長野県小県郡長和町和田2872	長野県小県郡長和町和田2872 信州うえだ農業協同組合 よだくぼ南部支所和田店

会 計 課

長野県佐久建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年8月4日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸中込線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市平塚字欠塚273番の4地先から 佐久市平塚字欠塚255番の1地先まで	旧	m 5.0 ~ 9.5	Km 0.2500
同 上	新	10.2 ~ 10.5	0.2500

道路管理課

選告示第63号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和4年8月4日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

別表中 「

34,664
316,647

」 を 「

34,661
316,629

」 に、 「

22,676

」 を 「

22,627

」 に改める。

選挙管理委員会

選告示第64号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和4年8月4日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

別表第1の不在者投票のできる病院中

「独立行政法人国立病院機構小諸高原病院 小諸市甲4,598
医療法人山月会小諸病院 小諸市荒町2丁目1-1」を
「独立行政法人国立病院機構小諸高原病院 小諸市甲4,598」に改める。

選挙管理委員会